

北本市議会 令和4年9月定例会 概要報告

【一般質問編】北本市議会議員 桜井すぐる

件名1 生活保護に関する事務について

- Q. 親族等への扶養義務の照会は保護の要件ではない。扶養照会は親族との関係悪化につながることもある。本市における扶養義務の照会の状況は。
- A. 厚労省の通知に基づき、明らかに扶養の履行が期待できない場合は扶養照会していない。今年5月からは扶養義務の履行が期待できない方の具体例を示した説明文書を作成して、説明している。昨年度の実績は109件の申請のうち65世帯153人の扶養親族に対して照会し、4世帯が金銭的支援につながった。
- Q. 扶養照会を避けたいがために、生活保護の申請を断念したケースはあるか。
- A. ありません。
- Q. 無料低額宿泊所の質はかなり改善されているとはいえ、原則は居宅における保護。本市における無料低額宿泊所等の利用状況は。
- A. 今年8月末時点で14人。訪問の機会等を捉え、居宅生活への移行を促している。昨年度は新規に無低に入居した6人中4人がサ高住等に転居した。居宅生活の準備が整わない方や、居宅生活を希望しない方もいる。
- Q. 食費や光熱水費が高騰している。生活保護制度上、物価が高騰しても生活保護費はすぐに増えない。健康で文化的な最低限度の生活が送れない。対応状況は。
- A. 厚労省で令和5年度からの改定に向けた検討をしている。住民税非課税世帯等への特別給付金は収入認定されず、生計に役立っている。またフードバンクによる食料や生活用品の提供を行っている。
- Q. 今夏は特に暑かった。熱中症対策でエアコンは不可欠。生活保護世帯におけるエアコンの所有状況は。
- A. 今年7月末時点で95%以上の生活保護受給世帯にエアコンがある。社協の貸付を利用した設置について周知し、導入の促進を図る。また、エアコンのない新規受給世帯には設置費用を支給することができる。

件名2 生活困窮者自立支援制度について

- Q. 本市では、生活困窮者自立支援制度の任意事業は「子どもの学習・生活支援事業」しか実施していない。他の任意事業を実施すべきではないか。
- A. 任意事業の就労準備支援事業は、潜在的なニーズの高い取組。一時生活支援事業の地域居住支援事業は、全国でも実施している自治体が少なく、実施には時間

を要する取組と認識している。家計改善支援事業は、今よりも踏み込んだ専門的な支援体制の構築が必要。生活困窮者の支援には、これらの任意事業は有用と考えており、来年度以降の実施に向けて努力する。

Q. アウトリーチ事業の実施は。

A. 相談窓口で待っているだけでなく、積極的に地域を訪問して、支援が必要な世帯の情報を把握し必要な支援につなぐアウトリーチの仕組みの強化は、今後必要であると感じている。来年度以降の拡充に向け努力する。

件名3 路線バスの利用促進について

Q. 市内路線バスの利用客数の推移は。

A. 次のとおり。(単位は「人」)

路線名	R元	R2	R3
ワコーレ・桶川工業団地線	99,905	63,239	71,074
北里メディカルセンター線	447,134	314,648	357,710
衛生研究所線	47,830	32,716	34,917
北本団地線	384,361	302,829	319,407
東間・深井循環線	65,426	41,038	44,946
南団地・ニツ家線	52,052	32,971	28,783
ニツ家・グリコ線	69,353	36,409	39,707

Q. 令和3年1月から丸建つばさ交通が運行する市内循環バスが土日休日ダイヤになっており、朝6時台の運行がなくなった。運行を再開すべきでは。

A. 6時台の利用客数はあまり多くないとのだが、運行本数が減ることは市民の生活に多大な影響を及ぼすことから、平日ダイヤに戻すことを運行会社に要望する。

Q. バスの利便性向上を図るため、バスマップを製作し、配布してはどうか。

A. バス路線全体を網羅したバスマップの作成・配布は有効。市ができる支援策について地域公共交通会議等で協議してまいりたい。

Q. 鴻巣や桶川の路線バスは住宅地の中まで入り込んでいる。本市における運行ルート設定は適切か。

A. 収益が見込めない路線を運行していただくと負担金等の追加の費用が必要になる。市街化区域の住宅地への運行は安全面や騒音などの問題もある。

Q. 北部や南部の商業施設等に、他の路線や市外の路線と乗り継ぎができる「バスハブセンター」の設置を検討してはいかがか。

A. まずは担当者間の協議の場を設けていきたい。